

労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項の規定に基づく労使協定

THE パートナース株式会社（以下、「甲」という）と THE パートナース株式会社従業員過半数代表（以下、「乙」という）は、労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項の規定に関し、次のとおり協定する。

第 1 条（対象となる派遣労働者の範囲）

本協定は、派遣先で別表 1 に掲げる業務に従事する従業員（以下「対象従業員」という。）に適用する。

- 2 対象従業員については、派遣先が変更される頻度が高いことから、中長期的なキャリア形成を行い所得の不安定化を防ぐ等のため、本労使協定の対象とする。
- 3 甲は、対象従業員について一の労働契約の契約期間中に特段の事情がない限り、本協定の適用を除外しないものとする。

第 2 条（賃金の構成）

対象従業員の賃金は、基本給、時間外労働手当、深夜・休日労働手当、通勤手当とする。

第 3 条（賃金の決定方法）

対象従業員の賃金決定については「職務給※(1)」を採用し、基本給及び賞与の比較対象となる同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額（以下「一般基本給」という。）は、次の各号に掲げる条件を満たす別表 1 に、対象従業員が勤務する派遣先の事業所所在地に対応する別表 2 の地域指数を乗じたものとする。

- (1) 「販売店員」「事務員」における比較対象となる同種の業務に従事する一般の労働者の職種は、令和 7 年 8 月 25 日付職発 0825 第 1 号「令和 8 年度の「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」第 30 条の 4 第 1 項第 2 号イに定める「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」等について」（以下「通達」という。）別添 1 「賃金構造基本統計調査による職種別平均賃金（時給換算）」（以下「別添 1」という。）に定める販売店員（1321）及び通達別添 2 「職業 安定業務統計の求人賃金を基準値とした一般基本給・賞与等の額（時給換算）」（以下「別添 2」という。）に定める総務事務員（03301）、一般事務員（03401）とする。
 - (2) 「販売店員」については、実際に支払われていた賃金額である別添 1 を使用するものとし、「事務員」については、派遣先において多様な事務を行うニーズを想定していることから実態を踏まえ最も適合する職種がある別添 2 を使用するものとする。
- 2 通勤手当については、基本給とは分離し実費支給とし、第 6 条のとおりとする。
 - 3 地域調整については、東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、大阪府、京都府、群馬県、愛知県、三重県、奈良県、福岡県、北海道の就業地で派遣就業を行うことから、通達別添 3 に定める東京、神奈川、埼玉、千葉、大阪、京都、群馬、愛知、三重、奈良、福岡、北海道の指数を使うものとする。

※(1)本協定における職務給の定義

勤続年数などによらず「職務の内容と責任の程度」「職務の内容及び配置の変更範囲（人材活用の仕組み）」「その他の特別な事情」によって職務に一定の序列（等級）を設け、それに応じて支払われる給与。

第 4 条（職務給による賃金変動）

対象従業員の基本給及び賞与相当額は、次の各号に掲げる条件を満たした別表 2 のとおりとする。

- ・別表 1 の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と同額以上であること
- ・別表 2 の各等級の職務と別表 1 の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額との対応関係は次のとおりとすること
 - A ランク： 5 年 新たな工夫を加え提案、また多様な人との交渉や折衝が 必要な業務幅広いエリアにおいて組織をまとめる業務収益にコミットし成果を上げる
 - B ランク： 3 年 顧客のニーズを掘り起こし、関係者を調整しながら提案をまとめる業務責任者として組織をまとめる業務
 - C ランク： 0 年 マニュアルや上司の指示に従って確実かつ正確に遂行する業務幅広い知識を持ち、顧客のニーズに対応する業務

- 2 甲は、本条の規定による対象従業員の勤務評価の結果、同じ職務の内容であったとしても、その経験の蓄積・能力の向上があると認められた場合には、別表 2 に示す範囲で基本給額を改定する。また、より高い等級の職務を遂行する能力があると認められた場合には、その能力に応じた派遣就業の機会を提示するものとする。

第 5 条（賃金の構成）

対象従業員の時間外労働手当、深夜・休日労働手当は、社員就業規則第 10 条に準じて、法律の定めに従って支給する。

第 6 条 (交通費)

対象従業員の通勤手当は、通勤に要する実費に相当する額を支給する。ただし、交通機関等を利用しなければ通勤することが困難である従業員以外の従業員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離（一般に利用しうる最短の経路の長さによる。）が片道 2 km未満であるものを除く。

2 前項については上限額を一箇月 15,000 円までとして、次の何れか安い方を支給する。

- ・対象期間一箇月の通勤定期券代金
- ・対象期間一箇月の実費交通費として勤務シフトに応じた勤務日数実績をもとに算出した合計額

第 7 条 (退職金)

対象従業員の退職手当は、次の各号に掲げる条件を満たした別表 4 のとおりとする。ただし、退職手当制度を開始した令和 2 年 4 月よりも過去の勤続年数は、在籍期間として積算しない。

- (1) 別表 3 に示したものと比べて、退職手当の受給に必要な最低勤続年数が同年数以下であること
- (2) 別表 3 に示したものと比べて、退職時の勤続年数ごとの退職手当の支給月数が同月数以上であること

第 8 条 (賃金決定にあたっての評価)

基本給の決定は、毎年 2 月から 3 月にかけて行う勤務評価を活用する。勤務評価の方法は就業規則第 30 条に定める方を準用し、その評価結果に基づき、第 4 条第 1 項の昇級の範囲を決定する。

第 9 条 (賞与)

対象従業員に対して年 1 回支給する。ただし会社と個人の業績により賞与を支給しない場合がある。なお、一般基本給として「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賞与の額」を含めた給与設定を行うことにより賞与相当額については支給する。

第 10 条 (賃金以外の待遇)

教育訓練（次条に定めるものを除く。）、福利厚生その他の賃金以外の待遇については正社員と同一とし、社員就業規則第 11 条から第 13 条までの規定を準用する。

第 11 条 (教育訓練)

労働者派遣法第 30 条の 2 に規定する教育訓練については、労働者派遣法に基づき別途定める「教育訓練実施計画」に従って、着実に実施する。

第 12 条 (その他)

本協定に定めのない事項については、別途、労使で誠実に協議する。

第 13 条 (有効期間)

本協定の有効期間は、令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの 1 年間とする。

以上

令和 8 年 3 月 11 日

甲 代表取締役 村上 勝隆



乙 従業員過半数代表 馬 鑫



別表1 販売店員(1321)

能力・経験調整指数		100%	116.0%	124.3%	127.0%	133.0%	149.4%	179.3%
経験年数		0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
全国計	地域指数 100.0	1,176	1,338	1,432	1,468	1,571	1,678	2,086
東京	地域指数 111.4	1,311	1,491	1,596	1,636	1,751	1,870	2,324
神奈川	地域指数 110.1	1,295	1,474	1,577	1,617	1,730	1,848	2,297
千葉	地域指数 106.7	1,255	1,428	1,528	1,567	1,677	1,791	2,226
埼玉	地域指数 107.2	1,261	1,435	1,536	1,574	1,685	1,799	2,237
京都	地域指数 101.5	1,194	1,359	1,454	1,491	1,595	1,704	2,118
大阪	地域指数 107.4	1,264	1,438	1,538	1,577	1,688	1,803	2,241
群馬	地域指数 99.0	1,165	1,325	1,418	1,454	1,556	1,662	2,066
愛知	地域指数 104.4	1,228	1,397	1,496	1,533	1,641	1,752	2,178
三重	地域指数 98.6	1,160	1,320	1,412	1,448	1,550	1,655	2,057
奈良	地域指数 102.8	1,209	1,376	1,473	1,510	1,615	1,725	2,145
福岡	地域指数 96.4	1,134	1,290	1,381	1,416	1,515	1,618	2,011
北海道	地域指数 94.8	1,115	1,269	1,358	1,392	1,490	1,591	1,978

総務事務員(03301)

能力・経験調整指数		100%	116.0%	124.3%	127.0%	133.0%	149.4%	179.3%
経験年数		0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
全国計	地域指数 100.0	1,203	1,369	1,465	1,501	1,607	1,717	2,134
東京	地域指数 111.4	1,341	1,526	1,633	1,673	1,791	1,913	2,378

一般事務員(03401)

能力・経験調整指数		100%	116.0%	124.3%	127.0%	133.0%	149.4%	179.3%
経験年数		0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
全国計	地域指数 100.0	1,122	1,277	1,367	1,400	1,499	1,601	1,990
東京	地域指数 111.4	1,250	1,423	1,523	1,560	1,670	1,784	2,217
神奈川	地域指数 110.1	1,236	1,406	1,506	1,542	1,651	1,763	2,191
千葉	地域指数 106.7	1,198	1,363	1,459	1,494	1,600	1,709	2,124
埼玉	地域指数 107.2	1,203	1,369	1,466	1,501	1,607	1,717	2,134
京都	地域指数 101.5	1,139	1,297	1,388	1,421	1,522	1,626	2,020
大阪	地域指数 107.4	1,206	1,372	1,469	1,504	1,610	1,720	2,138
群馬	地域指数 99.0	1,111	1,265	1,354	1,386	1,485	1,585	1,971
愛知	地域指数 104.4	1,172	1,334	1,428	1,462	1,565	1,672	2,078
三重	地域指数 98.6	1,107	1,260	1,348	1,381	1,479	1,579	1,963
奈良	地域指数 102.8	1,154	1,313	1,406	1,440	1,541	1,646	2,046
福岡	地域指数 96.4	1,082	1,232	1,318	1,350	1,446	1,544	1,919
北海道	地域指数 94.8	1,064	1,211	1,296	1,328	1,422	1,518	1,887

別表3 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額（退職手当の関係）

勤続年数		3年	5年	10年	15年	20年	25年	30年	33年
支給率 (月数)	自己	0.6	1.1	2.5	4.2	6.3	8.3	11.4	11.6
	会社都合	0.8	1.5	3.2	5.2	7.4	10.1	11.8	13.0

別表4

勤続年数		3年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 25年未満	25年以上 35年未満
支給月数	自己都合退職	1.0	1.5	3.5	8.0	16.0
	会社都合退職	1.3	2.0	4.2	9.0	17.0

別表3（再掲）

勤続年数		3年	5年	10年	15年	20年	25年	30年	33年
支給率 (月数)	自己都合退職	0.6	1.1	2.5	4.2	6.3	8.3	11.4	11.6
	会社都合退職	0.8	1.5	3.2	5.2	7.4	10.1	11.8	13.0

(備考)

- 1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と比較するに当たっては、退職手当額は、支給総額を所定内賃金で除して算出することとする。
- 2 退職手当の支給に必要な最低勤続年数は3年とし、退職時の勤続年数が3年未満の場合は支給しない。
- 3 最低賃金の改定により能力経験調整指数の基準値0年が当該学を割った場合は最低賃金とする。

IV